事前評価調書

I 事業概要												
事	業名	交通	交通安全対策事業(歩道及び自転車歩行者道設置事業)									
地	区名	一般	般国道 301 号 (黒田工区)									
事業箇所		しんし 新城	ゕしるしくるだ 所城市黒田地内始め									
事業のあ らまし		路とは朝	一般国道 301 号は、静岡県から愛知県豊田市を結ぶ幹線道路である。当該区間は小中学校の通学路となっているが、近隣に工業団地もあり交通量も多く、特に一般県道富岡大海線との交差部では朝の通勤時間において豊橋市方面からの右折車が多く危険な状態となっている。このため本事業は歩道を整備することにより、危険通学路の解消及び歩行者等の安全確保を図るものである。									
事業目標			【達成(主要)目標】 ① 危険通学路の解消 ② 歩行者等の安全確保									
事業費			事業費	内訳								
			4.8 (意円 ■工事	費 1.3	億円、■	用補費	3.0 億円	、 ■その)他 (0.5億円	
事業期間		採扔	予定年度	2021 年度	着工予	定年度	202	24 年度	完成予定	年度	2026	年度
事業内容 歩道設置 L=0.22km (歩道幅員 W=3.5m)												
Ⅱ評価												
①事業の必要性	1) 必要性		歩道が未整備な箇所があり、通学児童を始めとした歩行者等の安全な通行空間を確保するために歩道整備が必要である。 A A A B: 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B: 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。									
性	判定		【理由】	Б. Э. М.		C 147/647	1 1/1/10 1	77 10 1左 C	70 00 10			
			通学児童を始めとした歩行者等の安全確保のために歩道設置が必要である。									
②事業の実効性	1) 事業計画		工種区分事	調査設計 用地補償 工事 業費(億円)	2021	2022	4.6	2024	2025	0.2	合計 4.8	
効性	2) 地元 意形		地元からの)強い要望があり、地元との合意形成がなされている。								
	判定		A: 事業計画の実効性が期待できる。 B: 事業計画の実効性が期待できない。									
			【理由】 地元からの要望であるため事業執行環境は整っており、事業の実効性が期待できる。									

Ⅲ 対応方針

事業実施が妥当である:上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。

妥当である 事業実施は妥当でない。: 上記以外のもの。

IV 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象(事業完了後5年目) □対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

【主な評価内容】

・自転車及び歩行者の通行に係る安全性の改善状況